

相模小学校移転整備事業（設計委託） コンサルタント選定委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、簡易公募型プロポーザル方式による入札・契約手続を実施するに当たり、設計者の選定及び特定を公平、公正に行うため、相模小学校移転整備事業（設計委託）簡易公募型プロポーザル実施要綱（以下「プロポーザル要綱」という。）第3条の規定に基づき、相模小学校移転整備事業（設計委託）コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 選定委員会は、プロポーザル要綱第3条各号に掲げる事項を調査審議し、その結果を発注者に報告するものとする。

（組織）

第3条 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育部長、教育指導担当部長、資産経営課長、まちづくり政策課長、建築指導課長、建築住宅課長、教育総務課長、教育指導課長及び教育施設課長で構成する。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員とすることができるものとする。

2 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、この期日までにプロポーザル要綱第11条の規定による特定者と相模小学校移転整備事業（設計委託）に係る契約締結の手続が行われた場合は、その手続の日までとする。

（委員長）

第4条 選定委員会に委員長を置き、委員長は学校教育部長とする。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故等があるときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

（会議）

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 議決を行う場合は、出席委員の過半数で決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平、公正に調査審議を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、調査審議の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。また、選定委員会の会議に出席した委員以外の者も同様とする。

(事務局の庶務)

第8条 プロポーザル要綱第13条の規定に基づき設置する事務局においては、選定委員会にかかる次の庶務を行うものとする。

(1) 第2条の規定に基づき選定委員会が行う業務の補助

(2) 第5条の規定に基づき開催する会議の運営

(3) その他選定委員会において必要な事項

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は選定委員会において別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月30日から施行する